

方針名 贈収賄、汚職およびマネーロンダリング に対するゼロ・トレランス方針(グローバル 反汚職方針)	方針番号	発行番号	ページ	
	904	4	1/6	
	対象		承認された逸脱	
	全世界	はい	いいえ ×	
組織	承認者	旧版	発効日	
法務部		2012年 10月1日	2015年 12月31日	
	法務部長 Laura Nyquist			

最終審査日:2019年1月16日

本方針は、テラデータ行動規範、テラデータ倫理ガイド、CMP 912 (贈答および接待方針) および、その他の本方針または本方針の補足規定に参照される企業方針の関連規定を組み込み補足するものです。

本方針の見通し

テラデータは、贈収賄、汚職および資金洗浄(総じて「汚職」)に対してゼロ・トレランス方針を取っています。したがって、本方針は当社の「ゼロ・トレランス方針」または「グローバル反汚職方針」を指します。

本ゼロ・トレランス方針は、全世界におけるテラデータによる、テラデータを代表する、またはテラデータが関与する全ての取引およびテラデータの提供物に適用されます。本方針は、テラデータの全世界の法人、子会社、関連会社、流通業者、小売業者、サプライヤー、請負業者、エージェント、ブローカー、その他のサードパーティーの代表者、上記の役員、理事/取締役、従業員、エージェント、その他の代表者の全員(「テラデータ・ピープル(テラデータ関係者)」)が遵守しなければならないものです。

本ゼロ・トレランス方針は、公的汚職と私的汚職の両方での、あらゆる種類の汚職に適用されます。従って、本方針は関係する全「民間職員」のみならず、「公務員」を含むテラデータ・ピープルによる取引に適用されます。本方針の趣旨として、公務員とは、政府、政治団体、政党、国際公共機関、「国営企業」(SOE)、つまり、銀行、通信、輸送、公益事業会社といった、全部または一部を政府機関が所有する企業の、全ての従業員、請負業者、エージェント、選挙で選出されたまたは任命された職員、候補者、被指名者を指します。

本方針の趣旨として、「民間職員」とは、公務員ではない者で、実際の、または提案されたテラデータの顧客、サプライヤ、請負業者、サービスプロバイダ、流通業者、小売業者、エージェント、ブローカー、その他のビジネス同盟提携企業の役員、理事/取締役、従業員、エージェント、その他の代表者を指します。公務員が関与する汚職は、本方針では公務員汚職と規定されます。民間職員が関与する汚職は、本方針では民間汚職と規定されます。

方針	方針番号	ページ
贈収賄、汚職および資金洗浄に対するゼロ・トランス方針(グローバル反汚職方針)	904	2/6

テラデータは以下を求めます。

- (1) 米国海外腐敗行為防止法(「FCPA」、英国(「UK」)賄賂防止法および当社が事業を行う全ての法管轄区域および地域の法規制を含む全ての該当する反贈収賄、反汚職、反資金洗浄に関する法(総じて「反汚職法」)は、常に遵守しなければなりません。
- (2) 贈収賄、汚職、資金洗浄のリスクおよび影響を予防、削減すること、検知すること、対処すること、反汚職法を確実に遵守できるように支援することを目的とした方針、実務、統制および手続は、当社内で実施されなければなりません。
- (3) それらの方針、実務、統制、手続には従わなければならず、執行されなければなりません。

テラデータ・ピープルは全世界的に:

- (1) 全ての会社に関連した活動、事項、取引に関連した実務上の高い倫理を常に厳守していません。
- (2) 完全かつ正確に簿記および記録を行わなければならず、贈収賄、キックバック、資金洗浄、不適切な利益供与、その他の全ての不正な支払い、価値転送および実務について、提供、勧誘、支払、受領、利益供与、権限付与、承認、容赦、参加は避けなければなりません。また、
- (3) テラデータ贈答および接待方針(CMP 912)、利益相反方針(CMP 901)、出張および接待方針(CMP 802)、テラデータ行動規範、関連するテラデータ倫理ガイドなどの贈収賄、汚職および/または資金洗浄が生じる可能性のある、またはそれらに関連する可能性のある行為や実務には等しく対処し、その他のテラデータ方針および基準に留意し、かつ遵守しなければなりません。

FCPA は、米国の企業および国民が、非米国市場での、またはそれに関連した実務において守るべき最低限のグローバルな反贈収賄および反汚職要件を確立しています。FCPA は、公務員と共に、公務員に対して、公務員のために、あるいは公務員に関連して行う、取引、支払、贈収賄、キックバック、その他の価値転送(直接的または間接的)に、特に適用されます。公務員に関連して、販売やその他の活動に関わりを持つテラデータ・ピープルは、常にFCPAを確実に遵守しなければならず、遵守に疑念がある場合は、テラデータ法務部またはE&C事務局に相談し、FCPAの遵守に反する行為を行う前にガイダンスや指示を得なければなりません。

また、アメリカの大半の州を含む世界各国、県、州、その他の管轄区域においても民間汚職とともに公務員汚職に関連して適用される、反贈収賄、反資金洗浄、その他の反汚職法、規制、ガイドラインを採用しています。これらの法は、次に該当する企業およびその代表者に頻繁に適用されます。

方針	方針番号	ページ
贈収賄、汚職および資金洗浄に対するゼロ・トレランス方針(グローバル反汚職方針)	904	3/6

(1)当該管轄に組み込まれる、または当該管轄内で事業を行う(2)当該管轄のために、または当該管轄内において政府関連の契約に対して入札を行う、または参加する(元請業者または外注先)、あるいは、(3)当該管轄内に組み込まれる、または操業している市民、住民、企業を雇用する、または契約している、あるいはその他の方法で関連する。

該当する種類の反汚職法は、世界全体の多くの管轄内で厳密に執行されます。これらの法の違反に対する刑事罰は、以下を含む場合があります。関係者の相当期間の服役、関係者および関連企業に対する重い罰金刑。また、企業は不正な利益を没収される場合があります。違反は、行為それ自体の根底にある汚職、そして/または当社が贈収賄/汚職を防止、検知、抑止するための適切な手続の失敗、または全ての取引およびその他の価値転送に関連した真正な量、目的、性質、当事者を完全にまた公正に反映したる正確な簿記および記録の実施および保管の失敗に基づいている可能性があります。従って、贈収賄/汚職を防止、検知抑止するための当社の統制および手続に違反または当社の簿記および記録(贈答、接待、出張関連の事項を含む)に対して、故意に誤った記載、不正確または不完全な記録を行う従業員および代表者は、反汚職法に違反している場合があります。それに応じて、当社はこれらの統制、手続、記録の保存、簿記に対する故意の違反にはゼロ・トレランス方針が適用されます。当社は、雇用の停止または(従業員でない場合は)テラデータとの契約の終了を含む懲戒処分を本方針に違反した全てのテラデータ・ピープルに行います。また、当社は違反の法執行機関への報告および全違反者に対する調査および訴追への協力の許可を得ています。反汚職関連法に対する全ての違反は、軽微な違反であろうと深刻であり、当社は決して容認しません。

方針

テラデータ・ピープルは、法的あるいは倫理的方法で事業を行わなければならない、FCPA および英国賄賂防止法を含む全ての反汚職法を遵守しなければならない、全ての正確な簿記および記録と当該法および関連手続要件を完全に遵守しなければなりません。以下の方針ステートメントは、当該行為の必要最低限の基準を反映しています。しかし、テラデータ・ピープルの業務上の実際の行為は、これらの最低基準を超えることが予測されます。例えば、顧客代表者に対する豪華かつ個人的な贈答/接待および好意、親切の形態を取った民間汚職が、現地の法規定の下または現地の法執行当局の判断では違法ではない場合も、テラデータ・ピープルは当該行為を行ってはなりません。

方針	方針番号	ページ
贈収賄、汚職および資金洗浄に対するゼロ・トレランス方針(グローバル反汚職方針)	904	4/6

方針ステートメント

1. 当社の、役員、理事、取締役、従業員、エージェント、その他のサードパーティーの代表者は以下のことを行ってはなりません。

あらゆる贈収賄、キックバック、金銭またはその他の価値あるものの支払、支払の申し出、支払の約束、支払承認で、直接的または間接的に公務員または民間職員の利益のために、当社に関連した事業の獲得、保持を指示する、または影響を与える意図を持って、あるいは、当該職員およびその代理人、SOE または企業による、あらゆる違法な汚職に関する不適切な好意を目的とした行為。

結果として、「利益供与」および「贈賄」は厳格に禁止されています。利益供与/贈賄とは、典型的には、テラデータ関係者から、またはテラデータ関係者のために、政府職員に対して行われる現金の支払またはその他の転送を指し、その支払は、政府職員により受領される、または政府職員により保持されるものであり、政府職員とはテラデータおよびテラデータ関係者に有利に働くように促進および支援、職務の遂行方法の変更などの個人的職権を有する政府職員を指します。例えば、過去においてその他の企業または米国外の地域において、企業の従業員が少額の利益供与/贈賄を行うこと、例えば感謝の印として特定の政府職員に対して通関および入国審査などの省庁関係の案件の処理を促進したりスムーズにしたりするために行うことは、一般的には許容される、または合法である可能性があります。しかし、こうした利益供与/贈賄を行うことはテラデータでは禁止されており、当該国または地域で技術的、専門的には違法ではないとされていても、当社ではゼロ・トレランス方針の対象となります。

しかし、政府機関により発行され、促進される正当な料金表またはサービスが、政府機関により提供される場合、また、当社から、または当社のために政府機関に対して小切手または電子振込により金銭が支払われ、その支払が適切にテラデータの簿記および記録に残されている場合には、利益供与/贈賄に該当しない場合があります。例えば、国営企業/SOE の公益事業では、当社が正当な促進される特定の公益事業および営業時間外の公益事業の設営や修理サービスを受ける場合があります、公益事業に対し当社が当該サービスの正当な対価を支払う場合、利益供与/贈賄または本方針違反には該当しません。テラデータ関係者が、提案された支払が禁止されてい利益供与/贈賄に該当するの、あるいは正当な促進される料金支払に該当するの、かという疑いを抱いた場合には、当該の支払に同意、権限の付与または実行の前に、テラデータの法務部または倫理・コンプライアンス事務局に相談しなければならず、また、当該の問題に関するテラデータの法務部または倫理・コンプライアンス事務局のガイダンスに従わなければなりません。

方針	方針番号	ページ
贈収賄、汚職および資金洗浄に対するゼロ・トレランス方針(グローバル反汚職方針)	904	5/6

2. 正確な簿記および記録および正確な手続要件がFCPA、英国賄賂防止法およびその他の反汚職法に遵守するようにするため、また当該の法の違反に当社の資金が使用されることを禁止、防止するため、また、当社の簿記および記録が完全、公正、合理的に当社による、当社のための、当社の全ての支払、経費、転送、資産、取引の真正かつ正確な量、アイデンティティ、受取人、日付、性質、目的を反映させるために企業会計方針、手続、統制が採用され執行されます。特に：
- 当社およびその子会社の資金または資産を含む全ての取引は、当社の簿記および記録に残さなければならず、当社のグローバル財務組織に対して定期的に財務報告および決算書によって開示されなければなりません。
 - 当社の簿記または記録に記載されていない、もしくは、当社のグローバル財務組織に対して定期的に財務報告や決算書によって開示されていない(「買収資金・賄賂」として記録される場合がある)資金および資産の所有は禁止されています。
 - 当社およびその子会社の簿記や記録には、虚偽および誤解を招く記載をしてはいけません。
 - 当社およびその子会社の利益のために行われた全ての支払および発生した全ての経費は(価値あるものの現物提供などの資産のその他の形態の送金、取引、処分を含む)、適切な文書により証明されていなければならず、その文書は、完全、公正、合理的に当該の支払/経費の真正で正確な量、アイデンティティ、受取人、日付、性質および目的を反映していなければなりません。
 - 支払/経費を証明する文書に記述される目的以外の目的での支払の実施および経費の発生(価値あるものの現物提供などの資産のその他の形態の送金、取引、処分を含む)は許容されません。
 - 虚偽または誤解を招く記述、事実またはステートメントの欠落、決算書の監査、検査、調査、準備に関連のする役員、会計士、監査人、その他会社役員の誤解を招く行為は禁止されています。

当社の企業財務会計方針および関連する運用手続は、本方針の遵守を確実にに行い、監視し、確認するための会計統制を確立します。

3. 本方針に対する違反があった場合、あるいは合理的に違反が疑われる場合本方針に対する疑問、および本方針または本方針に関連する法規法令の遵守に対する疑問がある場合は必ず、当社の法務部または倫理・コンプライアンス事務局に対して即座に問い合わせをしなければなりません。

方針	方針番号	ページ
贈収賄、汚職および資金洗浄に対するゼロ・トレランス方針(グローバル反汚職方針)	904	6/6

4. 当社の方針および/または手続により、定期的に簿記または記録、決算書/財務報告書および/または、当社の開示内容が、自身の知りうる限りにおいて正確かつ完全に遵守していることを証明することを要求される、および/または、それに代わる証明の例外を列記することを求められる各役員、取締役、従業員は、当社の簿記および記録、決算書/財務報告書、開示、当社の最高財務責任者/法務部/倫理・コンプライアンス事務局/最高経営責任者/監査委員会および/または取締役会に対して行われる報告に既に違反が正確に反映されていない範囲で、自身が自覚した本方針の違反をその当時の定期的な証明の例外の中で開示しなければなりません。

方針補足規定	方針番号 904s	ページ 1/6
贈収賄、汚職および資金洗浄に対するゼロ・トレランス方針(グローバル反汚職方針) - 補足		

方針補足規定

FCPA/反贈収賄/反汚職の法的要件およびその含意の主要部分についての要約およびそのテラデータでの取り扱い方法

本補足規定は、それが補足している方針の記載事項の要約レベルでのガイダンスをテラデータ・ピープルに提供することを目的としています。本要約は、以下の項目の集約です(本方針の版の発効日をもって効力が発生し、本方針の最終審査日まで更新されます)FCPA およびその他の反汚職法の様々な規定、反汚職法に関連する決定/意見の解釈、反汚職法に関わる事例の解釈、ガイダンス、ベストプラクティス、推奨されるリスク回避/軽減方法、反汚職法に関する潜在的結果の反映、反汚職法に関わる当社の方針、実務、手続、要件、ガイダンス。

特定の実際の事実または状況に適用された場合、何が反汚職法の特定の規定、要件、解釈であるか、あるいはどの時点においても、将来的に何がそのようなものとなるかに関して、また、反汚職法の違反が必然的に生じるか否かに関して、本要約は当社のいかなる形態による同意、あるいは当社の法的な地位および法的な助言を意味するものではありません。

テラデータ関係者は、特定の事項が反汚職法を遵守しているのか抵触しているのかについて疑問や懸念がある場合には、当社の法務部または倫理・コンプライアンス事務局に、その疑問や懸念が起こった時点で相談しなければならず、それにより、その件に関わる実際の事実または状況に基づく、特定の法的ガイダンスおよび助言を得る必要があります。

当社の行動規範、関連する倫理ガイド、その他の方針(贈答および接待方針(CMP 912)、利益相反方針(CMP 901)、企業財務会計方針を含む)もまた、反汚職法の遵守に関わる特定の問題や状況に関連した要件やガイダンスに関する、また汚職法に関わる事柄の取り扱いに関連した要件やガイダンスに関する、より詳細な情報を提供しています。

米国海外腐敗行為防止法(FCPA)の目的には、以下の項目が含まれます。(1)米国に拠点を置く/米国と取引を行う企業およびその全ての子会社、従業員、その他の代表者が、全世界を通じて事業を獲得、保持、または影響を与える行為、および公務員および職員、政府機関、全部または一部を政府が所有する企業、国際公共機関から、その他の違法な、汚職上の、不適切な好意を得ることを目的として、贈収賄、キックバック、その他の贈賄に関わる支払/送金を行うことを禁止しています。また、(2)次の目的のために会計の手続および統制を要求しています。①会社の資金が、当該の違法、非倫理的、汚職上の、不適切な目的のための使用の防止。②支払、送金、経費の真正で正確な金額、アイデンティティ、受取、日付、性質および目的を完全、公正、合理的に反映している会社の簿記または記録を持つこと(当該の禁止された取引が透明性を持ち、隠されていない状態にすることを含む)。

方針補足規定	方針番号	ページ
贈収賄、汚職および資金洗浄に対するゼロ・トレランス方針(グローバル反汚職方針) - 補足	904s	2/6

I. 反贈収賄/反汚職規定

A. 禁止事項

以下の事項が生じた場合、FCPA に違反する可能性があります。

1. 禁止された行為がある。

- a. FCPA によって禁止された行為には、金銭や価値あるものの支払、贈答、支払や贈与の申し出、支払や贈与の約束、支払や贈与に対する権限付与が含まれます。
- b. FCPA 違反により、第三者が支払または贈答を行うことを知っている(あるいはそうであると信じるに足る合理的な根拠をもっている)、第三者に対する金銭、贈答、価値あるものの支払、支払の申し出、支払の約束、支払に対する権限付与も禁止されています。第三者に関して、あるいは第三者によって当該の会社の支払、贈答、資産に対して何が行われるか、あるいは行われぬか、何が許可されているかに関して、合理的な照会やデューディリジェンスを行わなかった場合、また、FCPA 違反の可能性があることを示す、警告的な兆候(「警告信号の赤旗」)がある場合においても合理的な照会またはデューディリジェンスを実施しなかった場合 -- FCPA 違反により支払/贈答/資産が使用されたのであろうということを知っていた/知っているべきであった、あるいはそれを信じるに足る合理的な根拠があった/あるべきであったことの証拠となる可能性がある、あるいは、そのような推論が生じる可能性があります。

2. 支払または贈答には、金銭または価値のあるものが含まれます。

- a. これには、現金、資産の贈与、経費の支払、貸与、資力の保証、資産の使用や移転、価値あるものを、それを受領する者に(あるいはその者の利益のために)与えることが含まれる場合があります。
- b. 支払または贈答は、第三者に対して、直接的あるいは間接的になされる場合があります。

3. 支払または贈答は、公務員または候補者(あるいは、その家族の 1 名以上、仕事の同僚、エージェント、その他の代表者)に対して向けられた(あるいはその個人的な利益のため)ものであること。

- a. 禁止されている支払または贈答は、「公務員」に対して(あるいはその個人的な利益のために)行うことはできません。「公務員」には、政府の官僚、一般従業員、政府の部署、機関、部門、あるいは全部または一部を政府が所有する企業(例えば、部分的に国家が所有する銀行、公益事業、交通機関、電気通信事業者などの「国営企業」あるいは「SOE」)、国際公共機関(国連やその機関、組織など)が含まれます。また、「公務員」には公務員、機関、代表者、準公務員、政府または政府の部署、機関、部門、SOE、国際公共機関の関連/関係職権で職務行為を行う者も、全て含まれます。

方針補足規定	方針番号	ページ
贈収賄、汚職および資金洗浄に対するゼロ・トランス方針(グローバル反汚職方針) - 補足	904s	3/6

b. 禁止されている支払または贈答は、政党または公務員、公職候補者に対して(あるいはその個人的な利益のために)行うことはできません。従って、会社の資金、資産、資源を使用する政党、公務員、政治家候補者に対する、あるいは該当者の利益のための全ての支払、経費、贈答、資産の融資/送金は、事前に当社の政務関係副社長の書面による同意を得ている場合にのみ許可され、また、FCPA、その他の反贈収賄、反汚職、反資金洗浄に関する準拠法、選挙および選挙運動資金法、規制、開示に関する全ての準拠法、当社の政治活動方針ステートメント(<http://www.teradata.com/Political-Activity-Policy-Statement>を参照)を遵守している場合にのみ、またその範囲でのみ許可されます。

4. 支払や贈答が「贈賄」として提供された。

支払や贈答の意図が、(a)特定の問題についての行為や意思決定ができるように、自身の職務上の権限を使用して、公務員または政治家候補者に対して影響を与えるため、または、(b)自身の法的義務違反についての行動を取るまたは取らないように公務員または候補者に影響を与えるためである場合、支払または贈答は、「贈賄」として提供されたと見なされます。公務員または候補者に対して、そうした方法で影響を与えようとしていることは、たとえ不成功であった場合でもFCPA違反となります。支払または贈答が提供された、または提供の申出があったという事実は、それ自体が贈賄の意図の証拠と見做され、また、FCPA違反による(つまり、FCPA違反があったと見做されるため贈賄の意図の実際の明白な事実を肯定または表明する直接の証拠は必ずしも示される必要がありません)、贈賄の意図があったという推論が生起される場合があります。

5. 公務員、政府機関、SOE、国際公共機関からの事業の獲得、保持、指示、あるいはその他の違法な汚職上の不適切な好意を得るため、またはそれらに影響を与えるための支払または贈答行為。

- a. 支払または贈答の意図が、誰に対してでも、既存の継続的な、あるいは将来の事業展開を目指している場合は違反となります。
- b. 支払または贈答の意図が、より好意的な課税の取り扱い、法の違反の許容または見逃し、あるいは、既存の継続的な、あるいは将来的な契約または事業操業に関してその他の特別待遇を受けることである場合は違反となります。ただし、通常のロビー活動および事業者団体活動は、それらがその他の法的に許可されるロビー活動/事業者団体活動と関係する準拠法、規制、開示義務を遵守している限り、また、事前に当社の政務関係副社長の承認を得ており、当社の政治活動方針ステートメント(<http://www.teradata.com/Political-Activity-Policy-Statement>を参照)を遵守している限り、必ずしも違反とはなりません。

方針補足規定 贈収賄、汚職および資金洗浄に対するゼロ・トランス方針(グローバル反汚職方針) - 補足	方針番号 904s	ページ 4/6
---	--------------	------------

B. 第三者への支払/贈答

当社が、公務員または職員に対して(あるいは、その利益のために)、直接、支払または贈答を提供したり、提供を申し出たりした場合、FCPA 違反となるであろう方法で、公務員または政治家候補者に影響を与えるために、支払いや贈答が第三者によって使用されるであろうことを信じるに足る合理的な根拠を知っている(実質的正確性または確固とした信念)または持っている、第三者に対する支払または贈答を行うまたは行うことを申し出る、権限を与えることから FCPA 違反が生起する場合があります。

C. 例外規定

以下の支払は、必ずしも FCPA 違反とはならない場合があります。

1. 法的に許容される「利益供与」の形態を取った公務員に対する支払、チップ、料金の支払、謝礼 -- それは、日常的、慣習的かつ有名無実のものであり、また、以下の事項を含む政府の行為の管理、迅速化ルーティーン、自由裁量のためだけに意図されている --
 - a. 事業を行うための許可、免許、その他の公的な書類の取得、
 - b. ビザおよび作業指示書などの政府発行書類の処理、
 - c. 警察による保護の提供、郵便物の集荷および配達、契約の実行または全国への製品の輸送に関連した検査のスケジュールリング、また、
 - d. 電話、電力、水道、貨物積み下ろしサービスの提供。

当該の支払が、その支払が行われた国の成文法の下で合法である限りにおいて、そして、そうした便宜を図ってもらうための支払(利益供与)の、真正で正確な金額、アイデンティティ、受取人、日付、性質および目的が完全、公正、合理的に記録され、また当社の簿記や記録に反映されている限りにおいて。ただし、その場合は、当社のゼロ・トランス方針、英国賄賂防止法および/またはその他の反贈収賄、反汚職、反資金洗浄違反となる可能性があること、また、提案された支払が、違法であるか、許容されない利益供与/贈賄の支払であるか、あるいはテラデータ方針違反となるかもしれないという、何らかの疑いがある場合には、テラデータの法務部または倫理・コンプライアンス事務局による事前の書面による同意無しに、権限付与されたり、あるいは行われてはならないということを理解することは重要です。

2. 当社の経費により、あるいは、旅費、食事代、宿泊費などの公務員または候補者により、あるいはその利益のために計上される項目のための合理的で誠実な(例えば、合法的で、誠実かつ適切な)払い戻しにより、以下に直接関連した範囲で、提供することとします。
 - a. 製品またはサービスを促進、実践、説明すること、あるいは、
 - b. 政府、政府機関、SOE、国際的公共機関との契約を執行および実行すること。

方針補足規定 贈収賄、汚職および資金洗浄に対するゼロ・トランス方針(グローバル反汚職方針) - 補足	方針番号 904s	ページ 5/6
--	--------------	------------

当該の経費/払い戻しが、該当する国/州/県/管轄の成文法の下で合法である限りにおいて、当該の真正で正確な金額、アイデンティティ、受取人、日付、性質および目的が、完全、公正かつ合理的に記録されており、かつ当社の簿記および記録に反映されている限りにおいて、また、そうしたものが、当該の出張/経費に関して、公務員や公務員ではない者の、個人的な/休暇旅行・食事代・宿泊費のための経費や払い戻しを含んでいない限りにおいて。例えば、当該の経費および払い戻しは、公務員の家族または友人のために申し出たり、計上したり、権限を付与したりしてはならず、また、当社により行われる、関連する経費/払い戻しは、合理的に必要とされる期間の合理的に必要な場所への、また、当社の簿記または記録に明示されている正当な事業目的での実際的かつ合理的な旅費、食事代、宿泊費のみを負担するものでなければなりません(つまり、公務員が家族または友人を参加させることを望んだ場合、公務員が当該の正当な事業活動の実施に合理的に必要な範囲を超えて、自身の個人的な休暇旅行またはその他の目的で出張期間を延長させることを望んだ場合、および/または、当該の正当な事業活動の実施に合理的に必要な範囲を超えて、自身の個人的な休暇旅行またはその他の目的で旅行先を追加することを望んだ場合 -- 旅費、食事、・宿泊費のこれらの側面での経費は、公務員/参加者の個人的な出費として計上されるべきであり、会社の事業上の経費として計上されてはならず、また、該当者に当社より申し出、支払または権限付与を行ってはいけません)。

公務員に対する、あるいはその利益のための、当該の出張、食事、宿泊費/払い戻しが発生する、あるいは権限を与えられる前に、当社の法務部、倫理・コンプライアンス事務局の審査、助言、承認を得なければなりません。

また、FCPA が公務員に対する、または公務員のために行う支払、贈答、送金に特に適用される場合も、そして、それが公的汚職に該当し、テラデータにはテラデータ・ピープルに対してFCPAとその潜在的な意味合いについて伝える義務がある場合も、テラデータの方針、テラデータの行動規範、英国賄賂防止法、その他の反贈収賄、反汚職、反資金洗浄の法、顧客の契約、顧客の方針、行動規範が、企業の職員や民間汚職に対して、同等あるいは同様の基準および禁止を適用することを、テラデータ・ピープルは留意しておかなければなりません。ここでのキーポイントは、贈収賄および汚職は間違っただけの行為であり、全ての地域で、また全ての関係性において、全世界で間違っただけのことである(テラデータは容認することはできません)。それが技術的専門的にFCPAの範囲に該当するかどうかにかかわらず、常にそれは間違っているということです。

D. 罰則

1. 会社は、FCPA の違反に対して、実際の罰金刑および民事賠償金および刑事罰、利益の引き渡しに服する可能性があります。
2. 役員、理事、取締役、従業員、エージェント、当社のその他の代表者は、FCPA 違反に対して実際の罰金刑および刑事罰、個人的利益の引き渡し/払い戻し、収監・禁固刑に服する可能性があります(つまり、服役期間)。
3. 企業の雇用主は、FCPA 違反に対して罰金の支払い、罰則、個人的利益の引き渡し/払い戻しに服することはできません。

方針補足規定 贈収賄、汚職および資金洗浄に対するゼロ・トランス方針(グローバル反汚職方針) - 補足	方針番号 904s	ページ 6/6
---	--------------	------------

II. 会計に対する統制(正確な簿記および記録)規定

A. 要件

1. FCPA の下で、米国に拠点を置く/取引を行う、全世界の企業およびその全ての子会社は、合理的な程度に詳細に、正確かつ公正に、全ての支払、経費、送金、取引、企業資産の処分について、簿記、記録、会計を記述しなければなりません。
 - a. 全ての支払、経費、送金、取引、処分は、それらの最小金額までを含めて記録しなければなりません。
 - b. 記録されていない支払、経費、送金、取引、処分、それらの改ざん、それらに関するその他の不実表示は許可、許容されません。
2. 全世界の、当該企業およびその全ての子会社は、以下の事項を合理的に保証する会計の内部統制システムを整備、維持管理しなければなりません。
 - a. 支払、経費、送金、取引は、一般的あるいは特定の管理権限に従って執行されること。
 - b. 支払、経費、送金、取引は、決算書が一般的に許容される会計原則に適合するように、また、資産に対する説明責任を維持するように記録すること。
 - c. 資産へのアクセスおよび資産の移転は、一般的あるいは特定の管理権限に従った場合にのみ許可されること。
 - d. 資産の会計記録は、合理的な間隔で既存の資産と比較すること(つまり、監査を執行すること)、また、相違が発見された場合に適切な対処を行うこと。

B. 罰則

そうした内部統制システムを故意に迂回する、あるいは故意に実施しないこと、あるいは、故意に簿記や記録を改ざんした場合は、当社および個人は、実際の罰金刑および刑事罰、また個人においては収監、禁固刑を受け容れるものとします。